羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を別紙のように制定する。

令和3年2月26日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提案理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)の規定に基づき、高度化、多様化する行政課題に的確に対応するため、専門的な知識経験等を有する職員の任期を定めた採用等について定める必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

 令和
 年
 月
 日

 羽曳野市条例第
 号

(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 (任期を定めた採用)
- 第 2 条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が 有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行する ことが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて 採用することができる。
- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。
 - (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を 部内で確保することが一定の期間困難である場合
 - (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該 専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が 有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に 限られる場合
 - (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第 3 条 任命権者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並 びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて、規則で定める基準に従い決 定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる 号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月 額を同表に掲げる5号給の給料月額にその額と同表に掲げる4号給の給料月額との 差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額 とすることができる。
- 4 第 2 項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第 5 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号。以下「給与条例」という。)第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 7 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 7 号から第 9 号まで、第 11 号及び第 13 号、第 8 条、第 9 条、第 10 条の 2、第 13 条

から第 15 条まで、第 16 条の 2 並びに第 18 条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第 17 条第 2 項の規定の適用については、同項中 「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 167.5」とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。